

議案第 87 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

特別職の給与減額の概要

1 趣旨

令和 3 年度から 5 年度にかけて取り組む行財政経営基盤の強化のため、特別職の給与の減額を行う。

2 減額内容

給料月額カット（市長 10%、副市長 7%、教育長 5%）

※公営企業管理者は教育長と同じ

※カットは期末手当及び退職手当にも反映

3 令和 3 年度一般会計・特別会計 9 月補正予算計上額

(千円)

年度	市長	副市長	教育長	計
R3	▲987	▲ 558	▲ 334	▲ 1,879

4 実施時期

令和 3 年 1 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

※期末手当には令和 3 年 1 2 月期から反映